

協議 2 号

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の規定による育児休業に係る育児休業承認請求書の提出の期限を見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 長野市立学校職員が、法の規定により育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の承認を請求しようとするときに、育児休業承認請求書を校長を経由して長野市教育委員会等に提出する期限のうち、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該期限を当該育児休業又は育児休業の期間の延長をしようとする日の14日前までとするものと定める（第25条関係）。 (1) 当該請求に係る子の出生の日から57日の期間内に育児休業をしようとするとき。 (2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、法等の規定により当該子が1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳に達する日以前の日であるとき。 (3) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、法等の規定により当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月に達する日以前の日であるとき。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 6月14日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 6月16日

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員服務規程（平成3年長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第18条第2項」を「第18条第1項及び第2項」に改める。

第18条第1項中「次項に掲げる職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第20条第1項中「次項」を「法第22条の2第1項第1号」に改める。

第24条第8項中「、校長に対し、」を削り、「により行わなければ」を「を校長を経由して教育委員会に提出しなければ」に改め、同条第11項中「提出しなければ」を「教育委員会に提出しなければ」に改める。

第25条第1項中「30日前」を「30日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める場合にあつては、14日）前」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 市費負担の職員及び市立高等学校の教育職員 次のいずれかに該当する場合

ア 当該請求に係る子の出生の日から長野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野市条例第3号。以下この号において「市育児休業条例」という。）

第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとするとき。

イ 市育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日であるとき。

ウ 市育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 次のいずれかに該当する場合

ア 当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に育児休業をしようとするとき。

イ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号。以下この号において「県育児休業条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達

日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）以前の日であるとき。

ウ 県育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。

第37条第1項中「同条第7項」を「同条第12項」に、「又は第7項」を「又は第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (服務の宣誓)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第18条第1項及び第2項において「会計年度任用職員」という。)については、当該任期の末日の翌日に再び同一の職に採用された場合にあつては先の採用に際してされた服務の宣誓を、採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合にあつては当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる。</p> <p>3 略 (勤務時間等)</p> <p>第18条 職員(会計年度任用職員を除く。)の勤務時間等については、長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程(平成2年長野市教育委員会訓令第1号)に定めるところによる。</p> <p>2～4 略 (営利企業等の従事許可)</p> <p>第20条 職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)は、営利企業等への従事(法第38条第1項の規定により、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は第22条第1項に規定する事業若しくは事務以外の事業若しくは事務に従事することをいう。以下同じ。)をするため許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願(様式第8号)を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (服務の宣誓)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第18条第2項において「会計年度任用職員」という。)については、当該任期の末日の翌日に再び同一の職に採用された場合にあつては先の採用に際してされた服務の宣誓を、採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合にあつては当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる。</p> <p>3 略 (勤務時間等)</p> <p>第18条 職員(次項に掲げる職員を除く。)の勤務時間等については、長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程(平成2年長野市教育委員会訓令第1号)に定めるところによる。</p> <p>2～4 略 (営利企業等の従事許可)</p> <p>第20条 職員(次項に掲げる職員を除く。)は、営利企業等への従事(法第38条第1項の規定により、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は第22条第1項に規定する事業若しくは事務以外の事業若しくは事務に従事することをいう。以下同じ。)をするため許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願(様式第8号)を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

改正後	改正前
<p>(休暇等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 職員は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ子育て部分休暇承認請求書（様式第18号の3）を<u>校長を経由して教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>9・10 略</p> <p>11 校長は、職員の子育て部分休暇の期間が終了したとき、又は子育て部分休暇の承認が取り消されたときは、子育て部分休暇取得状況報告書（様式第18号の6）を<u>教育委員会に提出しなければならない</u>。</p> <p>12～15 略</p> <p>(育児休業)</p> <p>第25条 職員は、育児休業法第2条第1項又は第3条第1項の規定により、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の承認を請求しようとするときは、育児休業又は育児休業の期間の延長をしようとする日の<u>30日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める場合にあつては、14日）前</u>までに、育児休業承認請求書（様式第21号、様式第22号）を校長を経由して提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 市費負担の職員及び市立高等学校の教育職員 次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 当該請求に係る子の出生の日から長野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野市条例第3号。以下この号において「市育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとするとき。</u></p> <p><u>イ 市育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当</u></p>	<p>(休暇等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 職員は、子育て部分休暇の承認を請求しようとするときは、あらかじめ、<u>校長に対し、子育て部分休暇承認請求書（様式第18号の3）により行わなければならない</u>。</p> <p>9・10 略</p> <p>11 校長は、職員の子育て部分休暇の期間が終了したとき、又は子育て部分休暇の承認が取り消されたときは、子育て部分休暇取得状況報告書（様式第18号の6）を<u>提出しなければならない</u>。</p> <p>12～15 略</p> <p>(育児休業)</p> <p>第25条 職員は、育児休業法第2条第1項又は第3条第1項の規定により、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の承認を請求しようとするときは、育児休業又は育児休業の期間の延長をしようとする日の<u>30日前</u>までに、育児休業承認請求書（様式第21号、様式第22号）を校長を経由して提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日であるとき。</u></p> <p><u>ウ 市育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に育児休業をしようとするとき。</u></p> <p><u>イ 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号。以下この号において「県育児休業条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日であるとき。</u></p> <p><u>ウ 県育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日であるとき。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>2～4 略 （校長の休暇等）</p> <p>第37条 校長が、第24条第3項の療養休暇若しくは特別休暇を得ようとするとき、又は<u>同条第12項</u>の欠勤をするときは、同条第3項<u>又は第12項</u>の書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>2～4 略 （校長の休暇等）</p> <p>第37条 校長が、第24条第3項の療養休暇若しくは特別休暇を得ようとするとき、又は<u>同条第7項</u>の欠勤をするときは、同条第3項<u>又は第7項</u>の書類の写しを教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>